(趣旨)

第1条 この要綱は、環境学習都市宣言を具体的に実現していくため策定した第3次西宮市環境基本計画(以下「計画」という。)に掲げる環境目標の実現に向け、事業者及び市民団体等(以下「事業者等」という。)の参画と協働を促進するため、「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム(以下「プログラム」という。)」に関し、必要な事項を定める。

(提案方法等)

- 第2条 事業者等がプログラムとして、次の各号に掲げる協力等を行おうとする場合は、 『環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム提案書(様式1)』(以下「提 案書」という。)を市に提出し、市の認定を経ることとする。ただし、当該様式に定め る各項目について記載のある文書により提案があった場合、当該提案書をもって代える ことができる。
 - (1) 市が計画に基づき実施する事業等に対する、協力、協賛、直接助成
 - (2) 計画に掲げる環境目標の実現に向けた独自の事業
 - (3) その他、市が適当と認める事業
- 2 前項に要する経費は、事業者等の負担とする。

(期間)

第3条 プログラムの期間は、市が認定した期間内とする。

(審查項目)

- 第4条 市は、事業者等から提案書の提出があった場合、次の各号に掲げる事項について 審査を行う。
 - (1) プログラムの妥当性
 - (2) プログラムの運営方法
 - (3)前2号に掲げる者のほか、プログラムの推進に関する重要事項

(認定通知)

第5条 市は、前条の審査の結果、妥当と判断した場合は、当該事業をプログラムに認定 し、提案を行った事業者等に対して『環境学習都市にしのみや・パートナーシッププロ グラムの認定について(通知)(様式2)』により通知する。

(環境学習都市ロゴマーク等の使用)

第6条 事業者等は、プログラムの実施にあたって、環境学習都市ロゴマーク及びキャッチフレーズ(以下「ロゴマーク等」という。)を広報媒体に使用することができる。ただし、ロゴマーク等の使用期間は、その使用を認められた期間内とする。

(ロゴマーク等の使用用途)

- 第7条 事業者等は、ロゴマーク等を次の各号に規定する特定の商品やサービスとの関連 を直接的・間接的に想起させる用途に使用してはならない。
 - (1) 商品本体、及びそのパッケージや取扱説明書
 - (2) 商品やサービスを主に紹介するチラシやカタログ、これに準ずる印刷物、映像

(報告)

第8条 事業者等は、プログラムの実施後、すみやかに『環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム実施報告書(様式3)』により事業実施報告をしなければならない。ただし、当該様式に定める各項目について記載のある文書により事業実施報告があった場合、当該報告書をもって代えることができる。

(認定の取消)

第9条 市は、提案書の記載内容に虚偽があった場合及びロゴマーク等が不正に使用された場合等にあっては、認定を取り消すものとする。

付 則

- この要綱は平成15年6月1日から実施する。
- この要綱は平成17年4月1日から実施する。
- この要綱は平成21年6月1日から実施する。
- この要綱は平成31年4月1日から実施する。
- この要綱は令和3年1月4日から実施する。